

御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画

御所市・御所市教育委員会

2026年(令和8年)3月

目次

第1章 はじめに

- 1-1.基本計画策定の背景と目的..... 1
- 1-2.基本計画の位置付け 1

第2章 各種意向の把握

- 2-1.アンケート調査概要 2
- 2-2.ワークショップ実施概要..... 3

第3章 前提条件の整理

- 3-1.敷地条件等 5
- 3-2.ハザードの状況 7

第4章 新しい学校施設のコンセプト

- 4-1.コンセプト..... 8
- 4-2.施設整備方針 9

第5章 施設計画

- 5-1.機能・諸室・規模等 10
- 5-2.施設ゾーニング 13
- 5-3.建築計画 14
- 5-4.設備・構造計画..... 16
- 5-5.外構計画 19
- 5-6.駐車・駐輪台数..... 20
- 5-7.浸水対策 21
- 5-8.安全対策 23
- 5-9.学校施設整備による周辺への影響 23

第6章 通学方法

- 6-1.通学バス基準 24
- 6-2.通学ルート設定条件 24

第7章 事業スケジュールと今後の課題

- 7-1.事業スケジュール 25
- 7-2.今後の課題の整理 25

第1章 はじめに

1-1.基本計画策定の背景と目的

本市においては、人口減少・少子化の社会情勢に鑑み、学校が直面する教育上の諸課題を解消し、次代を担う児童・生徒の学びを支える魅力のある学校を創造し、教育活動を展開していくことが必要となっています。このため、2024年度(令和6年度)に「御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針」(以下、「基本方針」とします)を策定し、新しい学校の適地選定及び学校運営形態、開校時期を中心に取りまとめました。

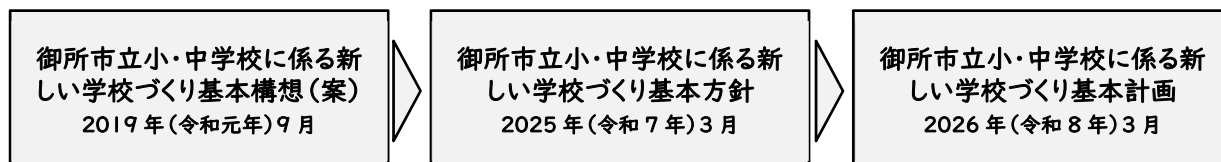
これを受け、「御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画」(以下、「本計画」とします)においては、保護者をはじめとする地域住民や学校関係者の意見を取り入れ、新しい御所市立義務教育学校の整備を行うための基本計画を策定することを目的とします。

<新しい学校づくりに関わるこれまでの検討経緯>

年月	本市の動き
2014年(平成26年)1月	● 御所市立学校の適正規模及び適正配置について(答申)
2015年(平成27年)10月	● 御所市学校規模適正化推進会議の提言書
2015年(平成27年)10月～ 2016年(平成28年)3月	● 学校規模適正化に関する保護者説明会の実施 ● 教育講演会&これからの学校づくり説明会(H28.2)等
2015年(平成27年)11月～ 2017年(平成29年)3月	● 文部科学省調査研究事業を活用した魅力ある学校づくりについての調査研究
2016年(平成28年)7月～ 2018年(平成30年)6月	● 新しい学校づくり創造ワーキンググループ会議(教職員による検討会議)の開催
2016年(平成28年)10月～ 2017年(平成29年)1月	● オール御所で考える”新しい学校づくり”座談会(中学校区毎の住民説明会)の開催
2019年(令和元年)9月	● 御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本構想(案)の策定
2020年(令和2年)3月	● 御所市学校施設長寿命化計画の策定
2022年(令和4年)3月	● 御所市教育大綱(期間:R4～R8)の策定
2023年(令和5年)3月～ 2023年(令和5年)12月	● 御所市学校規模適正化検討会議の開催 ● Next Stageへつなぐ学校教育の取組(GOSE PLAN)の策定
2025年(令和7年)3月	● 御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針の策定 ● 御所市学校教育ビジョンの策定
2025年(令和7年)6月～11月	● 御所市学校規模適正化推進会議の開催 ● 御所市学校規模適正化に係る専門部会(施設整備部会)(教育課程部会)の開催 ● 新しい学校づくりタウンミーティング(7小学校区)の実施 ● ワークショップ(子ども・教職員・地域住民)の実施 ● 教育講演会&パネルディスカッションの実施

1-2.基本計画の位置付け

本計画は、基本方針を踏まえ、本市が目指す新しい学校施設計画等を示すものです。



第2章 各種意向の把握

2-1. アンケート調査概要

(1) 調査概要

地域住民・保護者・教職員の方々の期待に応え、不安を解消する計画とするため、新しい御所市立義務教育学校に期待する点や不安に思う点等について、アンケート調査を実施しました。

実施時期	対象	配布数	配布方法	回収方法
2025年(令和7年) 7月 (配布・回収)	地域住民	2,000票	郵送	WEB・紙面
	未就学児・小学生・中学生の保護者	1,337票	WEB	WEB
	小学校・中学校の教職員	183票	WEB	WEB

(2) 調査内容

アンケートの各対象者に対して、以下の設問項目を設定し回答いただきました。

共通	<ul style="list-style-type: none">● 回答者属性● 新しい学校づくりに関する検討が進められていることの認知状況について● 新しい学校づくりに対して期待すること● 新しい学校づくりに対して課題や不安に思うこと● 学校環境や施設機能について重要だと思うこと
地域住民向け	<ul style="list-style-type: none">● 学校と地域の連携で特に大切だと思うこと
保護者向け	<ul style="list-style-type: none">● 適切な通学方法について● スクールバスの運行について重視する点や不安に感じる点
教職員向け	<ul style="list-style-type: none">● 効率的かつ効果的な教育の実施や働きやすい環境づくりのために必要なこと

(3) 調査結果

地域住民・保護者・教職員を合わせて1,077件の回答がありました。

※調査結果の詳細については別紙「アンケート調査結果」参照

	WEB回収	紙面回収	合計	回収率
地域住民	228件	418件	646件	32.3%
保護者	293件	11件	304件	22.7%
教職員	127件	-	127件	69.4%
合計	648件	429件	1,077件	30.6%

2-2.ワークショップ実施概要

子ども、教職員、市民を対象に以下のとおりワークショップを実施し、新しい学校づくりに関する意見を集めました。※実施結果の詳細については別紙「未来をひらく学校づくり-基本計画ワークショップ-」参照

(1)子どもワークショップ

御所市内の小学校5、6年生を対象に「みらいの夢の学校へ向けたメッセージ」をテーマとしたワークショップを実施しました。

グループごとに学びのあり方や日常の居場所としての学校、校舎やイベント・行事に関する様々な意見を出し合い、作品としてとりまとめました。

〈子どもワークショップ実施概要・実施の様子〉

実施日時	2025年(令和7年)6月30日(月) 9:00~12:00(5年生) 13:00~16:00(6年生)
場所	御所市防災交流館 Mimoro 多目的スペース御諸(みもろ)
参加者	御所市内の小学校5、6年生 5年生:130名 6年生:110名
内容	「みらいの夢の学校へ向けたメッセージ」をテーマとした作品づくり



(2)教職員ワークショップ

御所市内の教職員を対象に、新しい学校の整備方針や諸室機能のあり方についてのグループワークを実施しました。

グループワークでは、参加者が担当する「学年」や「教科」ごとにグループを分け、それぞれの観点から各諸室についてハード面及びソフト面の意見を抽出しました。

〈教職員ワークショップ実施概要・実施の様子〉

実施日時	2025年(令和7年)8月1日(金) 13:00~16:00
場所	御所市防災交流館 Mimoro 2F 研修室 A・B
参加者	御所市内の小・中学校の全教職員 120名
内容	「7つの整備方針についての意見交換」「諸室機能のあり方についてのワーク」他



(3)市民ワークショップ

地域の方や保護者等、広く御所市民を対象に、事例紹介や新しい学校で何ができるかを考えるグループワークを実施しました。

グループワークでは、地域開放のあり方、周辺地域との関係や運営参画、既存学区との関係、PTA の新展開、福祉部局との連携、教育分野の専門人材やコーディネーター人材の必要性等、学校のあり方についての意見交換を実施しました。

〈市民ワークショップ実施概要・実施の様子〉

実施日時	2025年(令和7年)9月7日(日) ワークショップ 10:00~12:30 ※展示の観覧等 10:00~15:00
場所	御所市防災交流館 Mimoro 2F ふれあい・交流スペース A・B
参加者	地域の方や保護者等の御所市民 22名
内容	「事例紹介:早来学園等」「自己紹介と7つの整備方針についての感想」 「展示観覧と個人ワーク」「グループワーク:新しい学校で何ができる?」他



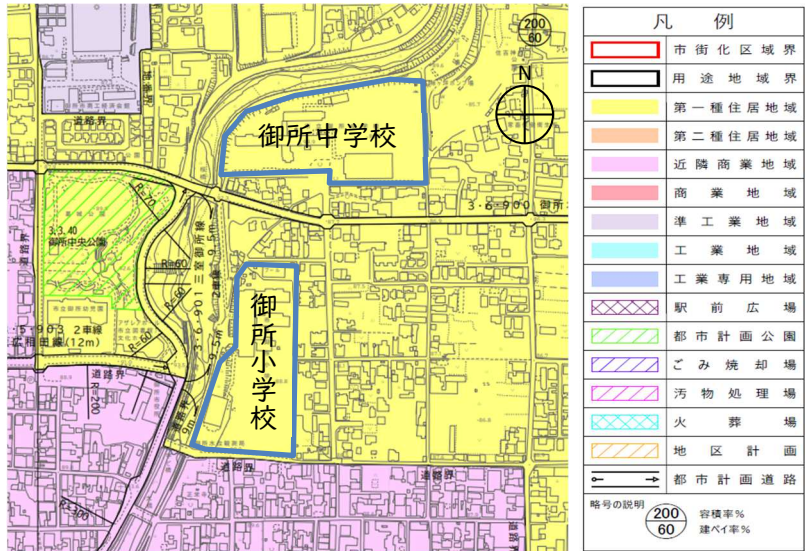
第3章 前提条件の整理

3-1.敷地条件等

(1)敷地条件

新しい学校の敷地である「御所小学校敷地」及び「御所中学校敷地」の施設配置等の現況、敷地面積、用途地域や規制等については以下のとおりです。

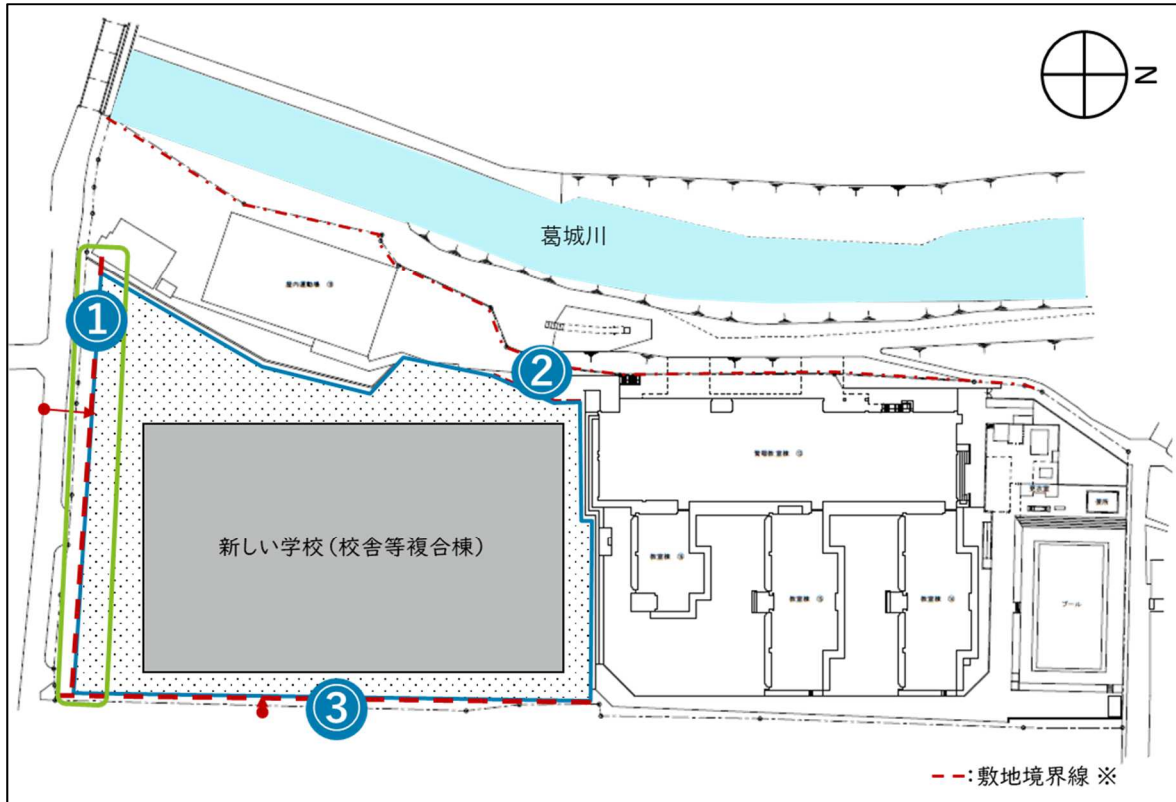
<御所小学校・御所中学校敷地条件>

	御所小学校	御所中学校
所在地	奈良県御所市 610 番地	奈良県御所市 665 番地の 1
敷地面積	18,985 m ²	18,687 m ²
用途地域	第一種住居地域	
容積率	200%	
建ぺい率	60%	
高度地区	15m 高度地区	
防火地域指定	なし	
道路斜線制限	適用距離 20m／勾配 1.25	
隣地斜線制限	立ち上がり 20m／勾配 1.25	
日影規制	建築物高さが 10m を超える場合は ・敷地境界線から 5m 超～10m 以内:4 時間以内 ・敷地境界線から 10m 超:2.5 時間以内	
用途地域図		

出所:御所市都市計画図

(2) 御所小学校敷地境界等の条件

新しい学校の校舎建設予定地となる御所小学校敷地の敷地境界等条件については以下のとおりです。



※敷地境界線について、現在河川境界および隣地境界の確定に向けた動きを行っており、その状況により、条件の変更が生じる場合があります。

〈敷地境界等条件〉

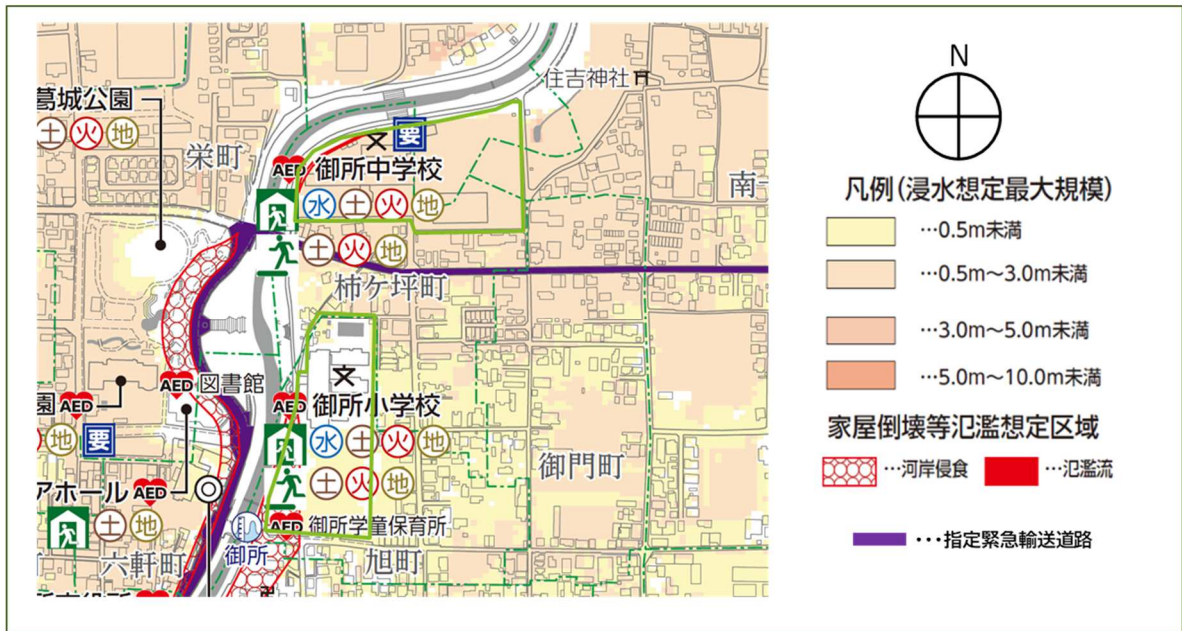
①	南側境界	都市計画法の開発区域の接道条件により幅員9m以上の道路拡幅および建築基準法の道路斜線制限上の距離を確保する必要がある
②	西側境界	河川保全区域内のため河川境界からの離隔距離を確保する必要がある
③	東側境界	建築基準法の隣地斜線制限上の距離を確保する必要がある
全体	日影規制	敷地周辺への影響として建築基準法の日影規制を踏まえ、施設の配置・規模を検討する必要がある

3-2.ハザードの状況

洪水ハザードの状況について、御所小学校敷地北側は浸水想定区域外となっておりますが、敷地南側は0.5m未満の浸水想定区域となっており、御所中学校敷地は0.5m～3.0m未満の浸水想定区域となっております。

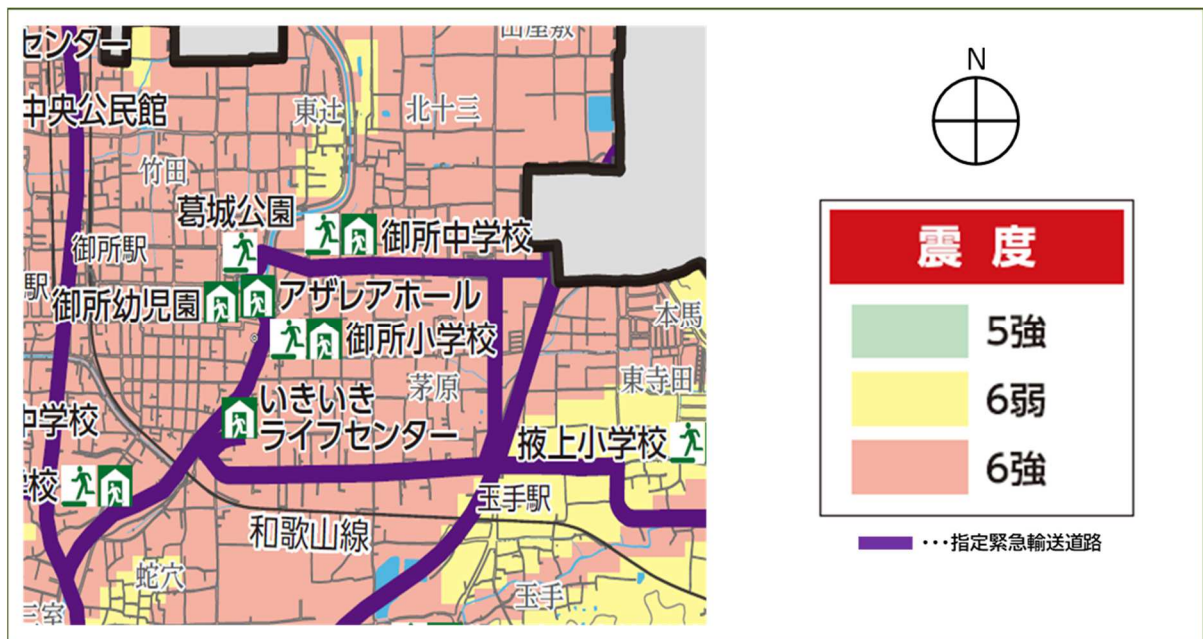
また、地震ハザードの状況について、想定最大震度は共に「6強」となっています。

<洪水ハザードの現況>



出所:御所市防災ハザードマップ

<地震ハザードの現況>

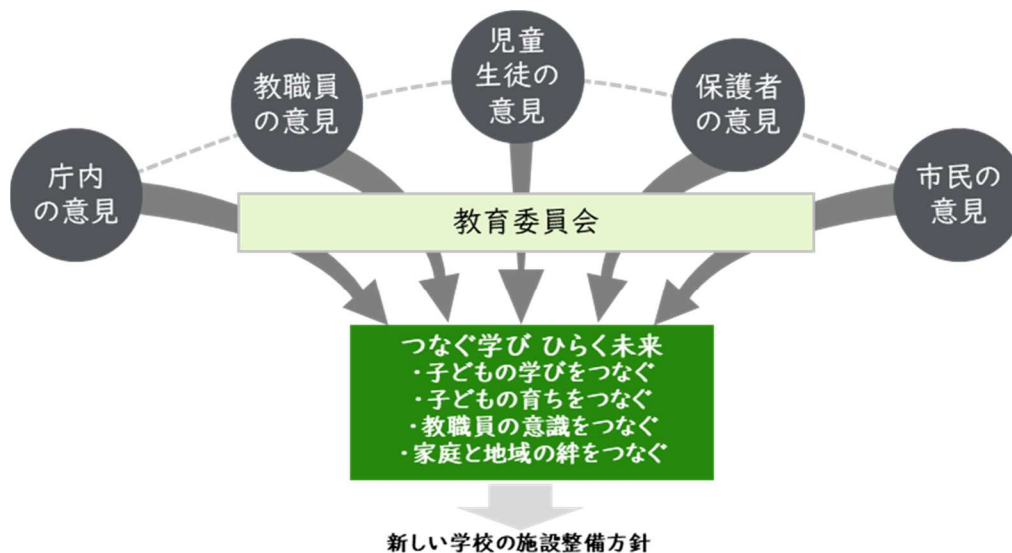


出所:御所市防災ハザードマップ

第4章 新しい学校施設のコンセプト

基本方針及び各種意向の把握の結果を踏まえ、新しい学校施設のコンセプト・施設整備方針を検討しました。

〈コンセプト・施設整備方針検討のイメージ図〉



4-1.コンセプト

新しい学校施設のコンセプトを以下のとおり設定します。

つなぐ学び ひらく未来

子どもの学びをつなぐ、子どもの育ちをつなぐ、教職員の意識をつなぐ、家庭と地域の絆をつなぐ

- 新しい学校では義務教育学校の特性を生かし、9年間を一体的に見通した教育環境を整備します。子どもの「学び」と「育ち」が、学年や教科、学校内外を超えてつながる場を目指します。
- 教職員が連携し、家庭・地域とともに子どもを育む体制を築くことで、学校と地域が支え合う新たな関係をつくります。
- 学校内での学びと地域での学びが一体となり、子どもたちの多様な経験を支え、「未来を切り拓く力」を育む場を目指します。
- 新しい学校を御所市の教育の中心として、地域とともに歩む新たなシンボルとしていきます。

義務教育学校の教育課程の編成は「4・3・2制」を導入します。

4-2.施設整備方針

新しい学校は、施設一体型の義務教育学校として整備します。

施設整備においては、「子どもの学び」、「子どもの育ち」、「教職員の意識」、「家庭と地域の絆」の4つをつなぐことで、未来を拓く学校の整備を目指し、以下の施設整備方針をもって取り組みます。

なお、施設整備の詳細については、敷地条件等の個別要件に加え、今後実施を予定している設計段階において検討を進めていきます。

〈施設整備方針〉

T	Team learning (協働的な学び)
	<ul style="list-style-type: none"> 多様な仲間と考えを共有し、対話しながら学ぶ協働的な学習を行うため、教室配置を工夫し、オープンスペースや共有空間を整備します。 可動式の壁や家具により、学年や教科を超えた柔軟な学びを可能にする学びの場となるよう工夫します。
S	Sustainable field (持続可能な学び舎)
	<ul style="list-style-type: none"> 日常の学びの中で、持続可能な社会のあり方について考えるきっかけを育み、行動に繋げていく施設を目指します。 子どもたちが自然や地域とのつながりを感じられるよう、木質化を取り入れた温かみのある空間づくりを進め、自然と調和した学習環境を目指します。
U	Universal help (誰一人とり残さない)
	<ul style="list-style-type: none"> 段差のないバリアフリー設計や、個別支援室・静かなスペースの確保等、多様な子どものニーズに応じた設備を整えます。 誰もが安心して学び、過ごせる「やさしさのある空間」を目指します。
N	Next step learning (未来を切り拓く学び)
	<ul style="list-style-type: none"> ICT環境を備えた多目的に使える教室を設置し、自分のペースで深く学べる空間をつくります。 変化に柔軟に対応する可変的な学習空間を備え、未来志向の学びを支えます。
A	Ask and find (探究する学び)
	<ul style="list-style-type: none"> 実験・観察・創作等ができる多機能スペースや、子どもが自由に使える図書・ICT環境を整備し、問いから学びを広げることができる施設を目指します。
G	Good place for everyone (安心して過ごせる場)
	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着きある内装、自然光を取り入れた明るい空間、安全に配慮した動線設計により、子どもたちが毎日安心して通える施設を目指します。 保健室やカウンセリングルームも機能を十分発揮できるよう配置を検討します。
U	Unite with the community (地域とつながる)
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方が出入りしやすいオープンスペースや地域交流室を設け、学校と地域がつながる拠点とします。 防災や地域行事にも活用できる設計で、地域に開かれた「まちの学び舎」を目指します。

第5章 施設計画

5-1.機能・諸室・規模等

(1) 児童・生徒数

現時点(令和7年12月現在)における、2031年(令和13年)時の学年別児童生徒数の推計値は以下のとおりとなっており、児童生徒数の合計は851人、学級数は32学級と推計されます。

〈2031年(令和13年)の学年別児童生徒数(人)推計値〉

学年	児童生徒数・学級数		学年	児童生徒数・学級数	
1年	児童数	88	6年	児童数	93
	学級数	3		学級数	4
2年	児童数	65	7年	生徒数	127
	学級数	3		学級数	4
3年	児童数	73	8年	生徒数	114
	学級数	3		学級数	4
4年	児童数	94	9年	生徒数	111
	学級数	4		学級数	4
5年	児童数	86	合計	児童・生徒数	851
	学級数	3		学級数	32

■その他学級数

- ・ 特別支援学級は1学級最大8名とし、小学部は6学級、中学部は4学級の合計10学級(5教室)を想定しています
- ・ 通級指導教室は小学部1教室、中学部1教室を想定します
- ・ 不登校児童対応の校内支援センターは1ルーム(小規模スペース)を想定しています

(2) 各諸室の設置方針

各種意向把握の結果、学校施設のコンセプト及び施設整備方針を踏まえ、各諸室の基本的な設置方針を以下のとおり設定します。

①普通教室等関係諸室

- ・ 普通教室はゆとりをもった規模とします。
- ・ 小学校は1学級30人以下、中学校は1学級35人以下とします。
- ・ 普通教室と廊下を一体的に活用でき、オープンでゆとりのある空間を基本とします。可動式の壁や仕切りを活用し、グループ学習や探究活動にも対応できる柔軟な教室とします。
- ・ 児童生徒数の変化にも対応できるよう、将来的に多目的室等へ転用しやすい可変性のある構造とします。
- ・ 通級指導教室は、児童生徒の特性に応じた個別指導の実施を保障するため、静穏で落ち着いた空間に設置し、心理的安全性に配慮します。

- 特別支援学級は、各児童生徒の支援内容に応じて、個別指導や小集団指導が柔軟に行えるよう、可動式の机や仕切りを活用したレイアウトとし、多様なニーズに対応できる設計とします。
- 感情のコントロールや一時的な支援が必要な児童生徒が安心して過ごせるよう、クールダウンスペースを設置し、心の安定と自立を支えます。
- 不登校や登校に困難さを抱える児童生徒が、安心して過ごせる場として校内支援センターを整備します。昇降口とは別の入口を設け、登校時の心理的負担に配慮します。
- 学年区切りの各段階に応じて「教職員ステーション」を設け、教職員の連携や授業準備、児童生徒とのつながりや相談支援の拠点とします。
- 個別最適な学びと協働的な学びを日常化できるよう、GIGA スクール構想対応の ICT 環境を整えます。

②特別教室等

- メディアセンターは学びをつなぐ中心的な空間として整備し、読書、学習、情報センターとしての機能を持ち、探究的な学びや協働的な活動の拠点とします。
- 音楽室は、楽器の適切な配置や音響に配慮し、歌唱や演奏に集中できる空間とします。また、視聴覚機器を整備し、音楽以外の授業や活動(例:メディア学習や発表活動等)にも活用できる多目的な教室とします。
- 理科室・家庭科室・技術室・美術室・外国語活動室等の特別教室は、対話・協働・創造・実験等多様な学習活動を支える空間として設計します。学習集団の規模や指導方法に応じて配置し、子どもたちが仲間とともに問いを探り、試し、つくり出す学びが展開できるようにします。
- 重複授業時間帯に対応できるよう、理科室は3室、音楽室は2室を設置します。

③管理関係諸室等

- 校長室は、教職員との連携や迅速な意思決定が図れるよう、職員室に隣接して配置します。
- 全教職員が集まる職員室は、教職員の働き方改革を推進する観点から、快適で効率的な執務環境を整え、ICT 環境や個別作業・協働作業がしやすい空間構成とします。また、防犯機能や災害等の緊急時の対応拠点としての機能も備えます。
- 事務室は、職員室や校長室と連動した動線上に配置し、教職員との連携が円滑に図れる構造とします。来客・地域対応にも適した場所とします。
- 保健室は、静かで落ち着いた環境を確保しつつ、緊急時に対応できるよう、校舎出入口や車両進入路に近い場所に設置します。加えてプライバシーにも配慮した設計とします。
- 会議室、相談室等管理関係諸室は、連携しやすい場所に配置します。小グループから全体会議等必要に応じて空間規模の変更が可能な「可変性のある会議スペース」として設置します。

④生活・交流空間

- 児童生徒がつながりを持ち、交流できる多目的スペースや交流スペース(階段状になった大空間)を設置します。昼食時の利用や交流スペースとしても活用できるランチルームを設置します。

⑤地域交流室

- 地域と学校との交流、つながりを大切にするため地域交流室を設置します。
- 学校管理と学校開放の区分を明確にすることでセキュリティ上の安全性を確保します。

⑥その他共有空間

- ・清潔さを重視して、年齢、体格にも配慮した児童生徒用トイレを設置します。
- ・児童生徒の交流の場や作品の展示等の場としても活用できるような廊下とします。
- ・学校関係者全ての人が安心・安全に学校生活を送れるようユニバーサルデザインに配慮します。

⑦給食調理室

- ・児童生徒、教職員等の安全な食を提供するため1日当たり最大約1,000食分の調理が可能な調理場、事務室、会議室等を設置します。また、給食配膳する動線等踏まえ適切な場所に設置します。
- ・給食調理室内には感染対策や下処理に関連して、3か所の荷受け室と3か所の下処理室等を設置します。

⑧屋内運動場

- ・屋内運動場は体育の重複授業時間帯に対応できるよう大中小の3つの体育室(アリーナ)を設置します。
- ・各屋内運動場は、間仕切りネット等により空間分離を可能にすることで授業への対応を図りやすくします。
- ・武道場として、また、行事や集会、発表等に利用できる各種設備、情報機器を設置します。
- ・避難所として活用できるようトイレや避難所機能、空調設備、備蓄倉庫等を設置します。

(3)諸室・規模

これまでの検討を踏まえ、新しい学校の諸室・規模を以下のとおり設定します。なお、プールについては近隣の施設の利用を予定しています。

〈諸室・規模一覧〉

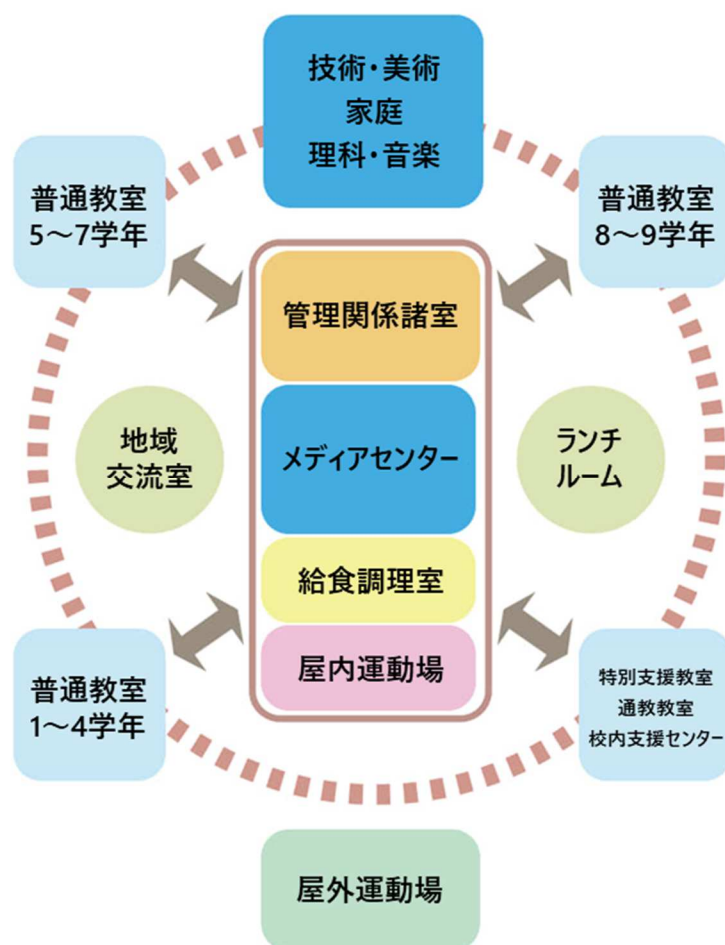
諸室分類		諸室内容(一例)	延床面積
複合棟	普通教室等関係諸室	普通教室・特別支援教室等	約14,900㎡
	特別教室等	音楽室・理科室・美術室・技術室・家庭科室・メディアセンター等	
	管理関係諸室等	職員室・事務室・保健室・会議室等	
	生活・交流空間	多目的教室・大階段	
	地域交流室	地域交流室	
	共有空間	昇降口、廊下、階段、トイレ、EV等	約1,000㎡
	給食調理室	調理室、事務室、会議室等	
	屋内運動場	屋内運動場、トイレ、器具庫等	
	合計		約18,500㎡
	建築面積		約4,800㎡
独立	プール	近隣の施設を利用予定	

5-2.施設ゾーニング

学校施設の各機能間のつながりや学年ごとのつながり、学校運営・管理を考慮し、施設ゾーニングを検討しました。

管理関係諸室、メディアセンター、給食調理室、屋内運動場が学校の中心に位置し、中心から各教室へアプローチする形を表しています。

〈ゾーニングイメージ〉



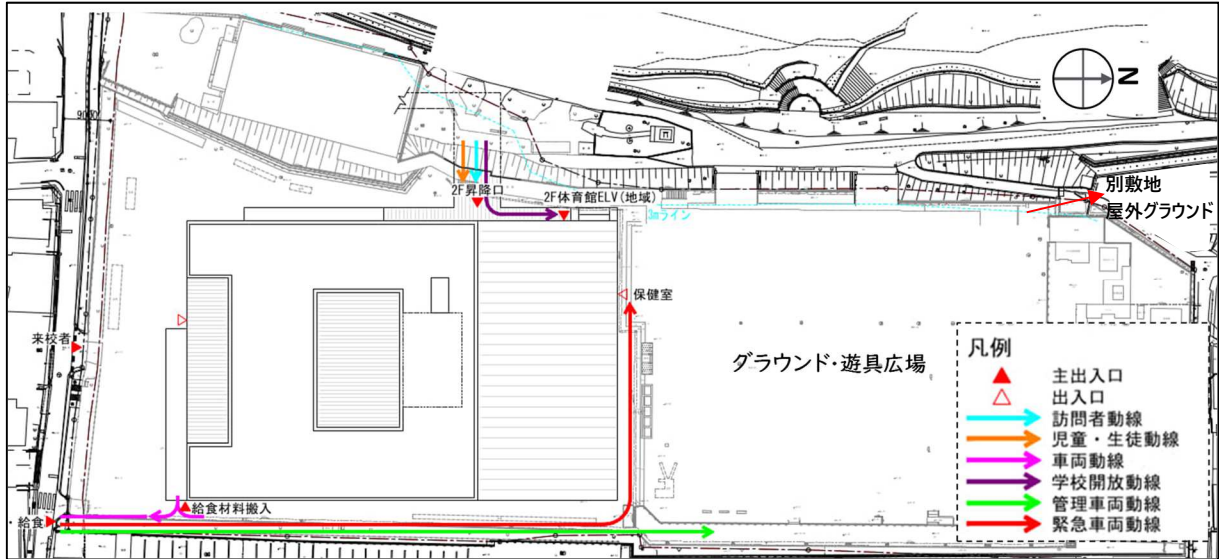
5-3.建築計画

(1)施設配置計画

新しい学校施設については、以下の施設配置イメージ図に示す箇所に配置します。

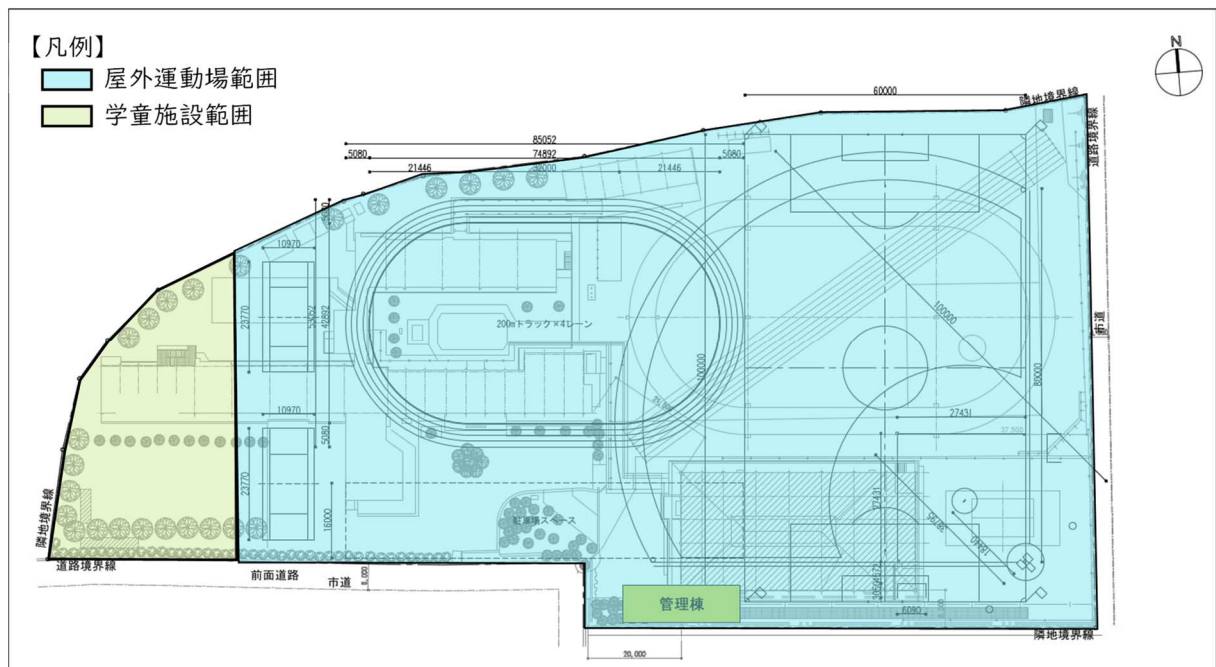
ただし、校舎の配置場所や形状は、現時点（令和7年12月現在）における想定であり、変更の可能性あります。

〈施設配置イメージ図（御所小学校敷地）〉



現在の御所中学校敷地については、部活動等で使用するグラウンド及び管理棟（部室、管理者室、倉庫）、バックネット、防球ネット、敷地フェンスの設置及び学童施設の整備を予定しています。学童施設の整備範囲や施設規模については本計画外で別途検討を実施します。

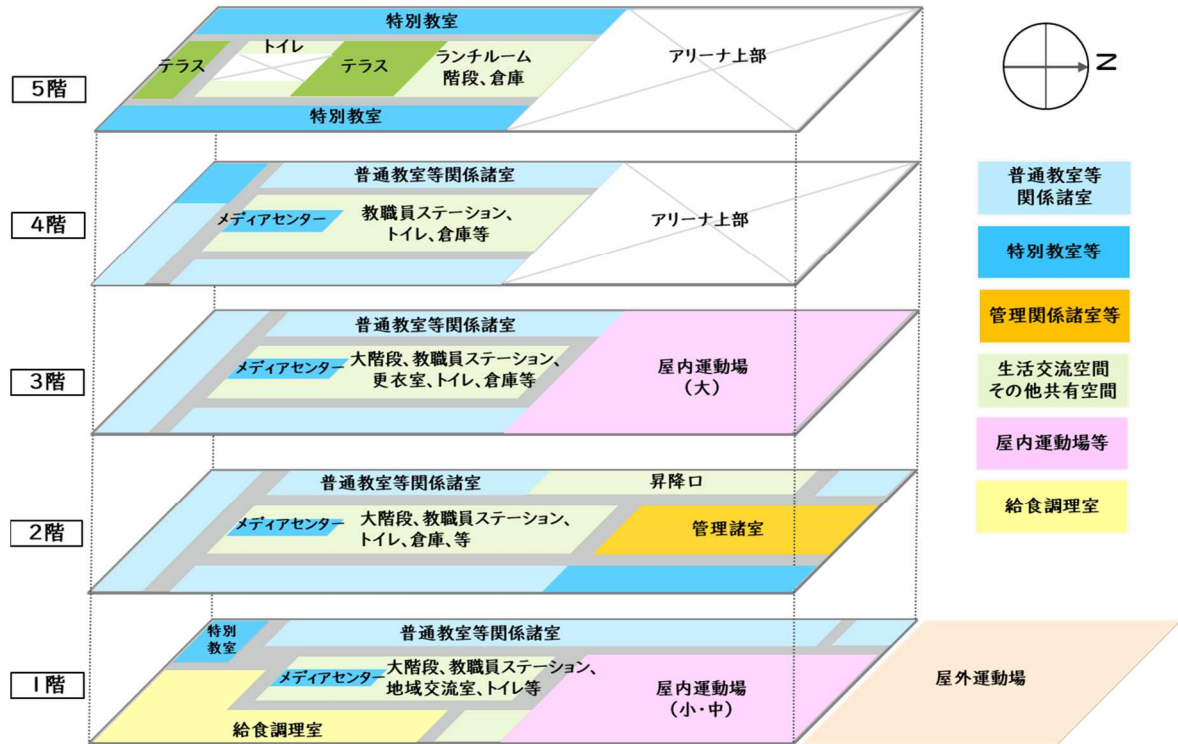
〈施設配置イメージ図（御所中学校敷地）〉



(2)平面計画

新しい学校施設の機能配置を示す平面イメージ図です。現在、児童生徒や教職員等が学校施設へ出入りする主な動線は2階部分からの昇降口を想定していますが、今後の設計により変更となる場合があります。また、階数についても変更となる場合があります。

〈平面イメージ図〉

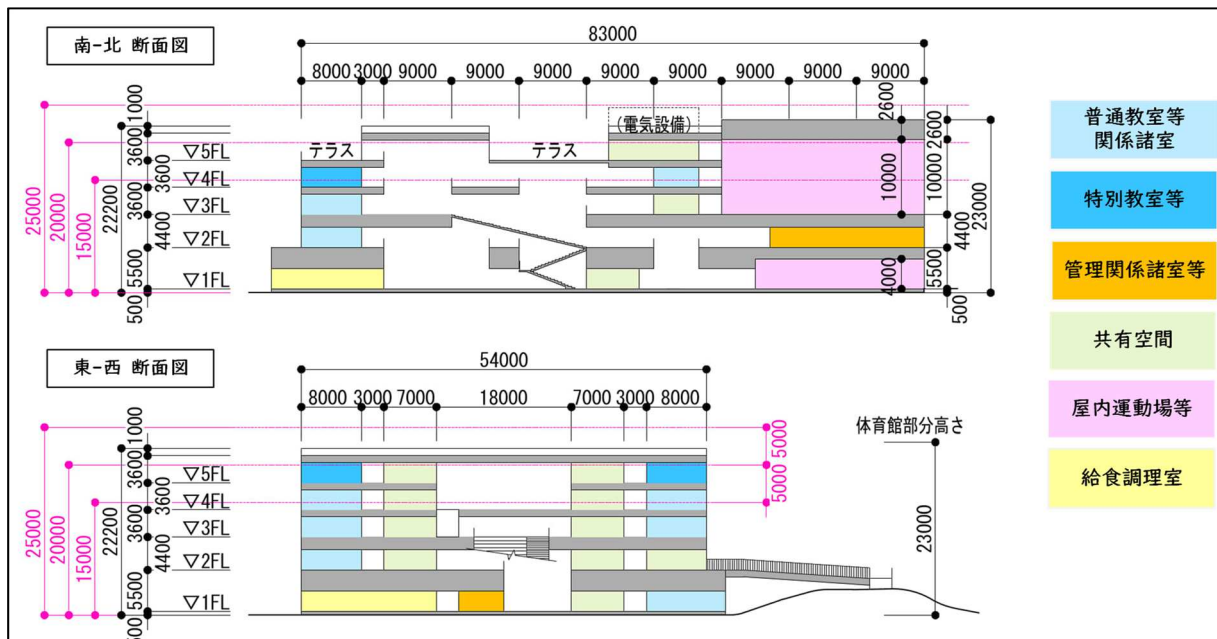


(3)断面計画

1階床の高さは、浸水対策として地盤面より0.5m高く設定します。

建物の高さ及び階数構成については、現行の都市計画上の高さ制限(15m)を踏まえつつ、今後、関係機関と協議を経て最適な建築形状を検討するものとします。

〈断面イメージ図〉



5-4.設備・構造計画

(1)設備計画

新しい学校においては、「御所市第6次総合計画」や「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出の削減を目指し、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、建物の高断熱化を推進します。市としての温室効果ガス削減目標の達成に貢献するだけでなく、学校施設の特徴や費用対効果を踏まえ、省エネルギー性能の向上や高効率設備の導入検討を行い、ZEB Oriented（※）以上の省エネルギー性能の確保を目指した施設整備を進めます。

個別の設備に対する考え方は以下のとおりです。

①電気設備

- 電気設備としては、受変電設備、照明設備、情報通信設備、呼出設備、電話設備、テレビ受信設備、放送設備、警備防犯設備、防災設備、非常用発電機等を検討します。
- 職員室等での一括管理等日常的に使いやすく、また、メンテナンスがしやすい設備を採用します。
- 自然採光、LED 照明の採用、人感センサーによる照明制御（自動点灯・消灯）等、省エネルギー設備の採用により、環境負荷の低減やライフサイクルコストの低減を図ります。
- 高速ネットワーク環境や児童生徒が授業で使用する端末の充電設備の導入等、GIGA スクール構想に対応した ICT 教育環境を整備します。
- 必要に応じて監視カメラやモニター、警備システム等の導入を検討し、開かれた学校づくりと安心・安全な教育環境の両立を図ります。

②機械設備

- 機械設備としては、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、蒸気設備 厨房除害設備、空調設備、換気設備等を設置します。
- 職員室等での一括管理等日常的に使いやすく、またメンテナンスがしやすい設備を採用します。
- 高効率の設備を採用するほか、自然エネルギーの活用を検討し環境負荷の低減やライフサイクルコストの低減を図ります。
- 静音性や安全性に優れた設備を採用し、児童生徒が安全かつ快適に学べる学習空間を整備します。

（※）ZEB（ゼブ）とは「Net Zero Energy Building」の略称で、建物の断熱化や高効率設備の導入、再生可能エネルギーの活用などにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を実質ゼロにすることを旨とした建物のことです。

省エネルギーの達成状況に応じて「ZEB」「Nearly ZEB」「ZEB Ready」「ZEB Oriented」の区分があります。

(2)構造計画

新しい学校は、児童・生徒が一日の大半を過ごすだけでなく、非常時には地域住民が利用する指定避難所に指定されており、十分な安全性を確保する必要があります。

上記を踏まえ、十分な耐震性を確保し地震や洪水等の災害に強い建物構造とするため、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体Ⅱ類、建築非構造部材 A 類、建築設備乙類を耐久安全性の目標として設定し、必要保有水平耐力は 1.25 倍割増して想定しています。

また、主体構造は、耐震性、耐久性に優れる鉄筋コンクリート構造が適していると想定していますが、詳細については今後の設計段階において検討する予定です。

〈耐震安全性の目標〉

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(出所)国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

(3)その他配慮すべき事項

その他、新しい学校施設全体に対して配慮すべき事項として、ユニバーサルデザインと防災の二点について、以下のとおり検討します。

①ユニバーサルデザイン

- 年齢層が異なる児童・生徒、施設開放による住民の受入も含め、誰もが利用しやすい施設として整備を行います。
- 国籍の違いによる文化・言語、LGBTQ 等の多様性に配慮した施設づくりを目指します。
- バリアフリートイレの設置や段差の解消のためエレベーター、スロープの設置を検討します。
- 移動動線や施設の配置が分かりやすいサインの設置を検討します。

②防災

- 災害時の安全な避難経路を確保します。
- 物資搬入や緊急車両の寄り付きに配慮した計画とします。
- 必要な防災倉庫及び備蓄倉庫を設置します。

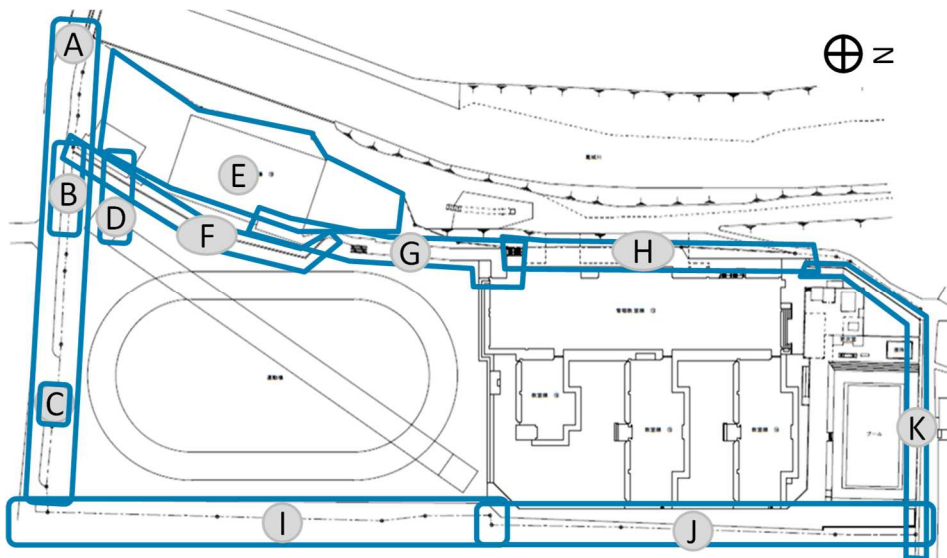
- 避難所となる屋内運動場は高齢者や妊婦、乳幼児等、災害弱者に配慮した施設を検討します。
- 建物躯体や非構造部材の耐震性を確保するとともに、電気、ガス、水道等のインフラ設備について、災害時の使用や早期復旧することができる計画とします。
- 非常用発電設備、太陽光発電設備、蓄電設備等の設置を検討します。
- 避難所となる屋内運動場や非常時の対応が求められる職員室は非常時の電源供給の対象として設備検討を行います。
- 適宜必要とされる場所で非常用電源コンセントの設置を検討します。

5-5.外構計画

新しい学校施設の外構整備として想定される検討事項は以下のとおりです。

〈検討事項・位置図・現況写真〉

該当箇所	検討事項
A	開発許可接道条件に基づく幅員 9m に拡幅整備及びフェンスの移設
B	A 拡幅整備に伴い斜路部分の擁壁工事
C	A 拡幅整備に伴い排水対策用ポンプアップ機器の移設
D	建設工事中の仮設工事用車両進入路(スロープ)の設置
E	既存体育館撤去
F	既存擁壁を撤去して擁壁の位置を河川側へ移設
G	渡り廊下撤去後に擁壁を新設
H	既存擁壁を撤去して擁壁を再整備
I	老朽化したフェンスの取り換え
J	老朽化したフェンスの取り換え及び防球ネットの設置
K	老朽化したフェンスの取り換え及び防球ネットの設置
-	その他(門扉、舗装、遊具、植栽、雨水排水等)工事



5-6. 駐車・駐輪台数

(1) 駐車場

駐車場は学校教職員や給食調理職員、学童指導員、保護者送迎等の利用を想定し合計 230 台分の確保が必要です。整備場所については、新しい学校敷地外も含め検討を実施します。

<必要駐車台数>

対象	小学部	中学部
義務教育学校教職員用 校長・副校長、教頭、県・市費教員、養護、事務職員、 司書、校務員等	65 台	50 台
給食調理職員用、学童指導員用、保護者送迎用、 学童保護者送迎・部活動指導員用	115 台	
合計	230 台	

(2) 駐輪場

現在の御所小学校敷地内に自転車通学者用約 200 台分の駐輪場を確保する予定です。

(3) バスロータリー

通学バス用のバスロータリーは、新しい学校敷地外も含め検討を実施します。

5-7.浸水対策

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議（文部科学省）において策定された『水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引』（2023年（令和5年）5月）を基に、浸水対策の検討を実施します。検討においては、学校施設が果たすべき4つの役割を踏まえ、対策目標浸水規模の設定と浸水対策の設定を行います。

〈学校施設の果たすべき役割〉

役割①	緊急時の児童生徒等の安全の確保	発災時に学校に待機せざるを得ないような緊急時においても、児童生徒等の安全を確保することが求められる
役割②	学校教育活動の早期再開	災害発生後も教育活動を早期に再開し、学校教育機能が長期に中断しないようにする対策が求められる
役割③	地域の避難所や避難場所としての機能	指定避難所や指定緊急避難所に指定される施設は住民等の安全確保のために避難所として機能することが求められる
役割④	治水の取組への参加	流域内の関係者の一員として流域内の雨水貯留浸透機能の向上のための役割が求められる

(1)対策目標浸水規模

- 児童生徒等の安全を確保する観点から、浸水想定最大規模を踏まえて目標を検討します。新しい学校施設の敷地である御所小学校敷地は、0.5m未滿の浸水想定区域（敷地南側）と、浸水想定区域外（敷地北側）が混在しています。
（第3章 前提条件の整理 3-2.ハザードの状況 参照）
- 測量調査の結果から、浸水想定区域である敷地南側と、浸水想定区域外である敷地北側の地盤面の高低差は最大で0.4mとなっていることから、新しい学校施設における対策目標浸水規模を0.5mと設定します。



(2)浸水対策

- 役割①を果たすための対策としては、新しい学校施設の 1 階床の高さを地盤面より 0.5m 高く設定するほか、緊急時の安全確保や避難誘導のためのバリアフリー化、上層階での備蓄品、各種設備の確保・機能維持を検討します。
- 役割②を果たすための対策としては、屋外キュービクルの嵩上げ、床下換気口への浸水対策、逆流防止弁の導入等を検討します。
- 役割③を果たすための対策としては、できる限り上層階に避難所を設けることを検討します。また、避難所としての必要な機能については、文科省『災害に強い学校施設の在り方について』（H26）における「地域の避難所となる学校施設に必要な機能」の例を参考に検討を実施します。
- 役割④を果たすための対策としては、屋外運動場内に雨水貯留浸透施設を設置する等の対策を検討します。

5-8.安全対策

新しい学校づくりにおいては、児童生徒が安全に通学し、安心して学校生活を送れる環境を確保することが重要です。

学校施設間の移動時や通学時の安全確保、送迎時の混雑・危険の回避、校内での生活・避難動線の整理等、状況に応じて多面的な安全対策を検討します。

また、学校・市・地域が協働し、継続的な点検と改善に取り組む体制を整え、安全性の向上を図ります。

(1)道路横断時等の安全対策

- 児童生徒の敷地間移動の安全を確保するため、安全性の高い横断ルートの設定や交通安全施設の整備について検討を進めます。具体的には、歩行者用の「地上式(歩道橋)」「地下式(地下道)」「平面交差(信号機設置)」等複数案について、安全性・施工性・コスト・維持管理面を総合的に比較検討し、対策を講じます。
- 通学路については、学校・市・警察・地域が連携した通学路の合同点検を定期的実施し、危険箇所の改善方法を協議します。
- 見守り体制の強化や注意喚起サインの整備については、地域と協力しながら検討を深め、安全確保を図ります。

(2)学校周辺の混雑緩和の検討

- 車両動線と歩行者動線を分ける等、送迎車両の集中による混雑や危険を防ぐ取組を検討します。
- 送迎ルールや進入規制等についても、学校・市・地域が一体となって検討を進め、周知を行います。

(3)校内動線

- 校内では、児童生徒の生活動線、来校者動線、避難動線を分離できる配置や設計について検討します。
- 廊下幅の確保、死角となる場所への視認性向上措置、混雑や衝突を防ぐための手法を検討します。
- 前・中・後期のゾーン化や特別教室への移動ルートの分散化については、学年配置や教室配置と合わせて検討し、安全性と利便性の両立を目指します。

5-9.学校施設整備による周辺への影響

新しい学校施設の整備によって生じる周辺への影響については、次年度以降に予定している基本設計・実施設計において、主に日影、電波の観点から新しい学校施設の整備によって周辺へどのような影響が生じる可能性があるのか、詳細を整理・検討します。

第6章 通学方法

6-1.通学バス基準

新しい学校において運行を想定している通学バスについては、国の基準、御所市内の現状、他団体の基準例を踏まえながら、利用する児童生徒の基準を検討しました。学校再編という大きな環境変化の中で、より多くの児童生徒の利便性を担保するため、以下の基準を設定します

〈通学バスに関する国の基準等〉

	児童	生徒
国の基準	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 4km 以内は徒歩通学 (地域の事情を考慮することとされている) 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 6km 以内は徒歩通学 (地域の事情を考慮することとされている)
御所市内の現状	<ul style="list-style-type: none"> 旧葛城南小学校区の児童は通学バスを利用している(概ね 2km 以上) 葛小学校区の一部の児童は電車を利用している 	<ul style="list-style-type: none"> 葛上中学校区の一部の生徒は路線バスを利用 御所中学校と葛中学校では、通学距離が 1 km を超える場合は自転車通学を許可
他団体の基準例	<ul style="list-style-type: none"> 3km 以上は概ね通学バス利用 	<ul style="list-style-type: none"> 4~6km 以上は概ね通学バス利用

〈新しい学校における通学バスの適用基準〉

通学方法	児童	生徒
徒歩	2km以内の場合	2km以内の場合
自転車	-	1km を超える場合 (希望があった場合のみ)
通学バス	2km を超える場合	2km を超える場合

6-2.通学ルート設定条件

児童生徒の安全な通学に配慮し、通学ルート設定の条件を以下のとおり設定します。なお、詳細な通学ルートの設定については、次年度以降に検討を実施します。

〈通学ルートの設定条件〉

前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 通学バスの起点は「現御所小学校」とする バス規格はマイクロバスを基本とし、ルートごとに設定する
通学時間	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩と乗車時間を合わせて 1 時間程度の通学ルートとする バス利用の児童生徒のバス乗車時間が平均 30 分~40 分程度となるよう工夫する
乗降所	<ul style="list-style-type: none"> 通学時の徒歩区間も体力づくりのために大切な要素であることから、一定程度の徒歩区間を確保する 乗降所の設定数は 1 ルートにつき 3 か所程度とする 公共施設等広いスペースがあり、見通しの良く安全を確保できる場所とする

第7章 事業スケジュールと今後の課題

7-1.事業スケジュール

開校時期は、2031年(令和13年)4月を目標とし、現時点で想定される事業スケジュールは、以下のとおりです。ただし、埋蔵文化財調査や近年の建設業界の人員不足や資材調達困難等により建設・解体期間が延期する可能性があります。

<事業スケジュール案>

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						◆R13.4開校	
基本設計・実施設計 造成設計・解体設計	基本設計・実施設計・造成設計 文化財調査 地盤調査					御所小学校の旧校舎解体設計 御所中学校の旧校舎及び旧体育館解体設計	
各種申請関係		開発許可申請	建築確認申請等				
造成工事 建築工事				造成工事 建築工事		開校準備	二次造成工事
解体工事		御所小学校プール解体・広場整備工事	御所小学校校舎南棟解体工事 御所小学校体育館解体工事			御所小学校の旧校舎解体工事 御所中学校の旧校舎及び旧体育館解体工事	
その他			住民説明会		住民説明会		

7-2.今後の課題の整理

新しい学校施設整備や開校に向けた準備等に関する今後の主な課題は以下のとおりです。

- 校名・校歌・校章・制服等の検討
- 新たな学校の教育方針・ビジョンの検討
- 通学バスの乗降所設定やバス規格、運行方法等の検討
- 地域連携・地域開放の在り方検討
- 地盤調査、基本設計・実施設計、造成設計
- 建築物最高高さ規制への対応(御所市都市計画審議会への諮問)
- 学校運営を継続しながらの工事のため、教育環境に配慮した工事計画の検討
- 通学バスロータリー、職員、来客用駐車場の検討
- 関係者への説明会の開催

御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画

御所市・御所市教育委員会

2026年(令和8年)3月